

「児童虐待対応の実態調査」報告書

（全国児童相談所長会委託調査）

平成 15 年 3 月 31 日

主任研究者:才村 純(日本子ども家庭総合研究所)

1. 調査の目的

国においては平成 14 年 12 月 3 日、社会保障審議会児童部会の中に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」が設置されるなど、様々な機関等において児童虐待防止制度の見直しに向けた動きが加速しつつある。全国児童相談所長会においても、平成 14 年 3 月に全国の児童相談所を対象として「児童虐待の防止等に関する法律」の見直しに向けたアンケート調査を実施し、それを踏まえて国に対し児童虐待防止対策の充実に向けた要請を行ったところである。しかし、それを裏付ける各児童相談所が抱える実態については必ずしも明確にはなっていない。

このため、本調査では、「現行法あるいは現行の実施体制」と「実際の対応」との間で生じている問題点及び課題を明らかにすることにより、児童虐待の対応の第一線機関である児童相談所が制度改正に向けたより具体的な意見・要請を行っていく上での基礎的資料とするものである。

2. 調査の実施主体

調査は、全国児童相談所長会の委託を受けて日本子ども家庭総合研究所が実施するが、調査の実施主体は全国児童相談所長会である。

3. 調査の方法

全国の児童相談所（180 ヶ所）を対象に、①児童虐待の定義、②児童虐待の通告、③児童相談所が行う関係機関への調査、④親子分離後の指導、⑤面会・通信の制限に関する質問紙を郵送、2 月 28 日を期限として郵送による回答を求めた。

4. 報告書(概要) 別紙資料 1 のとおり

5. 調査結果 別紙資料 2 のとおり

6. 調査票及び調査票記入要領 別紙資料 3 のとおり

「児童虐待対応の実態調査」

報告書(概要)

「児童虐待対応の実態調査」報告書(概要)

ー現行の法の実施体制と実対応との間で生じている問題ー

全国児童相談所長会委託調査

調査委託先： 日本子ども家庭総合研究所

調査対象： 全国の児童相談所180ヶ所(回収173ヶ所)

調査対象相談： 平成14年度上半期処理分(総対数11,505件)

I 児童虐待の定義に関すること

- 1 児童虐待行為者を「保護者」としていることや行為の規定が抽象的なために対応に苦慮した事例があった。 65児相 (38%)
- 2 児童相談所が虐待と判断しても保護者が認めない事例があった。 128児相 (74%)
- 3 児童相談所と関係機関(学校、保健所、児童委員、警察等が)との間で虐待か否かで意見が分かれた事例があった。 43児相 (25%)

II 児童虐待の通告に関すること

- 1 通告者が虐待者に知られ、通告者と保護者、児童相談所と通告者や保護者との関係が悪くなった事例があった。 26児相 (15%)
- 2 関係機関からの通告ケースでも当該機関の理解が得られず、連携が困難であった事例があった。 38児相 (22%)

該当事例の主な機関	幼稚園・学校、福祉事務所、保健所
-----------	------------------

- 3 通告受理後の調査の結果、虐待が認められなかった事例があった 134児相 (78%)

1所あたりの全体平均	約9.6件(H14 上半期)
------------	----------------

III 関係機関への調査に関すること

- 1 調査に際して関係機関から情報提供を断られた事がある。 36児相 (21%)

主な該当機関	病院、幼稚園・学校、福祉事務所、 保育所
断られた理由	プライバシー保護、問題への関わりを恐れて、法令等の根拠を求められた
当該情報の内容	保護者や児童の情報、過去の受診歴、今後の取扱方針、所得・納税情報

IV 親子分離後の指導に関すること

1 カウンセリング強化事業の実施状況(H15.2.1 現在)

(1)実施しているまたは実施予定がある 115児相(66%)
 実施していないまた実施予定もない 55児相(48%)

(2)他機関にカウンセリングを依頼 69児相(35%)

主な依頼先 (複数回答)	医療機関	37児相(60%)
	福祉事務所(家庭児童相談所含む)	10児相(16%)
	保健所	10児相(16%)
	児童が入所している施設	8児相(13%)

2 保護者に関するカウンセリングが困難となっている事例を 100児相(58%)
 抱えている児童相談所

主な困難理由 (複数回答)	児童相談所職員に対する拒否感	70児相(70%)
	精神疾患等、児童相談所だけでは対応できない	42児相(42%)
	保護者が仕事を休めない	39児相(39%)

3 保護者に対する指導ができない、あるいは不十分である主な理由(複数回答)

保護者プログラムが未確立	132児相(76%)
強制的介入機能とカウンセリング機能が権能分離していない	130児相(75%)
児童相談所職員の不足	113児相(65%)
保護者に対して指導を受けさせる強制力がない	111児相(64%)

V 面会、通信の制限に関すること

1 保護者の面会・通信を制限した事例のある児童相談所

(1) 施設入所

	保護者の同意を得た措置ケース	家裁承認により措置したケース
施設入所ケースがある児童相談所	156児相	48児相
保護者の面会等を制限したケースがある児童相談所	89児相(57%)	39児相(81%)
制限した主な判断理由	子どもが不安定になる、子どもが拒否している、強引に引き取る恐れがある	

(2) 里親委託

	保護者の同意を得た措置ケース	家裁承認により措置したケース
里親委託ケースがある児童相談所	67児相	1児相
保護者の面会等を制限したケースがある児童相談所	22児相(34%)	0
制限した主な判断理由	子どもが不安定になる、子どもが拒否している、強引に引き取る恐れがある	

2 保護者が施設から子どもを引き取ろうとする事例(引き取られた事例)がある児童相談所

		引き取られそうになった	引き取られた
当該事例があった児童相談所		24児相(14%)	18児相(10%)
主な理由	保護者の脅迫や威圧的な態度のため	5児相	3児相
	保護者が強引に児童に近づいた	9児相	7児相
	児童が希望した	4児相	3児相
	登下校時に保護者が連れ帰ろうとした。(連れ帰った)	4児相	2児相

**「児童虐待対応の実態調査」
調査結果**

○ 回収状況

調査票配布数	180 カ所
調査票回収数	173 カ所
有効回収率	96.1%

問 1. 虐待相談処理件数（平成 14 年度上半期）

	実数	%
10 件以下	12	6.9
11～20 件	25	14.5
21～30 件	21	12.1
31～60 件	44	25.4
61～90 件	20	11.6
91～120 件	21	12.1
121～150 件	14	8.1
151 件以上	15	8.7
無回答	1	0.6
合 計	173	100.0

問 1(1). 虐待相談処理件数（平成 14 年度上半期）

総件数	11,505 件
全体平均	66.9 件

問 2. 児童虐待防止法第 2 条による対応に苦慮した事例

	実数	%
あ る	65	37.6
な い	108	62.4
無回答	0	0.0
合 計	173	100.0

問 2-1. 対応に苦慮した点（MA）（n=65）

	実数	%
きょうだいや保護者以外の大人による虐待に対応できなかった	25	38.5
規定が抽象的であるため保護者や関係機関との間で意見がわかれ、対応や連携に支障があった	34	52.3
その他	6	9.2
無回答	4	6.2

問 3. 虐待と判断したが保護者が認めなかった事例

	実数	%
あ る	128	74.0
な い	43	24.9
無回答	2	1.2
合 計	173	100.0

問 3-1. 保護者が認めなかった事例内容（MA）（n=128）

	実数	%
感情を子どもにぶつけることもあるが現状では虐待といえない	57	44.5
子どもに問題があるので、親が厳しく叱るのは当然である	92	71.9
児童虐待防止法の虐待の定義のいずれにも該当しない	6	4.7
その他	38	29.7
無回答	5	3.9

問 4. 関係機関と虐待か否かで意見がわかれた事例

	実数	%
あ る	43	24.9
な い	129	74.6
無回答	1	0.6
合 計	173	100.0

問 4-1. 虐待か否かで意見がわかれた事例内容

（MA）（n=43）

	実数	%
しつけとは認めがたいが虐待とまではいえない	24	55.8
親はしつけのつもりなので虐待とはいえない	6	14.0
子どもに問題があるので、親が厳しく叱るのは当然である	2	4.7
児童虐待防止法の虐待の定義のいずれにも該当しない	2	4.7
その他	18	41.9
無回答	2	4.7

問4.2. 意見がわかれた関係機関

	第1位		第2位		第3位	
	実数	%	実数	%	実数	%
学校	16	37.2	5	11.6	5	11.6
保健所	6	14.0	6	14.0	3	7.0
保健 センター	6	14.0	2	4.7	0	0.0
児童委員	3	7.0	1	2.3	1	2.3
主任 児童委員	0	0.0	4	9.3	1	2.3
保育所	1	2.3	3	7.0	4	9.3
幼稚園	2	4.7	2	4.7	0	0.0
病院	2	4.7	3	7.0	4	9.3
福祉 事務所	1	2.3	5	11.6	4	9.3
警察	3	7.0	1	2.3	1	2.3
民間虐待 防止団体	1	2.3	1	2.3	0	0.0
その他	2	4.7	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	10	23.3	20	46.5
合計	43	100.0	43	100.0	43	100.0

問5. 夜間・休日の虐待通告ケースへの対応体制

(MA) (n=173)

	実数	%
入った電話を一時保護所に自動転送している	32	18.5
入った電話に一時保護所に相談するようテープで案内	24	13.9
宿日直の児童福祉司が相談・通告を受けようようにしている	12	6.9
関係機関にのみ一時保護所等の連絡先を事前に知らせている	27	15.6
夜間・休日は専従組織で対応する体制を敷いている	12	6.9
とくに夜間・休日の対応窓口は設けていない	12	6.9
その他	94	54.3
無回答	9	5.2

問6. 近隣からの通告で通告者が虐待者に知られた事例

(MA) (n=173)

	実数	%
該当する事例はなかった	150	86.7
児童相談所と保護者との関係が悪化した	6	3.5
児童相談所と通告者との関係が悪化した	5	2.9
通告者と保護者との関係が悪化した	15	8.7
無回答	5	2.9

問7. 関係機関からの通告で連携が困難であった事例数

	実数	%
0件	124	71.7
1～2件	22	12.7
3～5件	11	6.4
6～10件	5	2.9
11～20件	0	0.0
21～30件	0	0.0
31件以上	0	0.0
無回答	11	6.4
合計	173	100.0

問7(1). 関係機関からの通告で連携が困難であった事例数

全体平均	0.7件
------	------

問 7-1.理解が得られず連携が困難だった関係機関

	第1位		第2位		第3位	
	実数	%	実数	%	実数	%
児童福祉 主管課 以外の課	0	0.0	0	0.0	0	0.0
福祉 事務所	8	21.1	6	16.7	1	2.6
保健所	7	18.4	3	5.6	3	7.9
保健 センター	1	2.6	6	16.7	1	2.6
児童委員	0	0.0	0	0.0	0	0.0
主任 児童委員	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	3	7.9	2	5.6	2	5.3
幼稚園・ 学校	14	36.8	1	2.8	4	10.5
病院	0	0.0	4	8.3	3	7.9
警察	2	5.3	2	2.8	0	0.0
家庭 裁判所	1	2.6	0	0.0	0	0.0
民間虐待 防止団体	1	2.6	0	0.0	0	0.0
水道局	0	0.0	0	0.0	0	0.0
電力会社	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ガス会社	0	0.0	0	0.0	0	0.0
税務署	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	2.6	1	2.6	1	2.6
無回答	0	0.0	14	38.9	23	63.9
合計	38	100.0	38	100.0	38	100.0

問 8. 通告受理後調査で虐待が認められなかった事例数

	実数	%
0 件	31	17.9
1～2 件	25	14.5
3～5 件	29	16.8
6～10 件	32	18.5
11～20 件	27	15.6
21～30 件	15	8.7
31 件以上	6	3.5
無回答	8	4.6
合計	173	100.0

問 8(1). 通告受理後調査で虐待が認められなかった事
例数

全体平均	9.6 件
------	-------

問 9. 調査の際に関係機関等から情報提供を断られた事
例数

	実数	%
0 件	130	75.1
1～2 件	32	18.5
3～5 件	3	1.7
6～10 件	1	0.6
11～20 件	0	0.0
21～30 件	0	0.0
31 件以上	0	0.0
無回答	7	4.0
合計	173	100.0

問 9(1). 調査の際に関係機関等から情報提供を断られ
た事例数

全体平均	0.4 件
------	-------

問9-1. 情報提供を断られた関係機関

	第1位		第2位		第3位	
	実数	%	実数	%	実数	%
児童福祉 主管課 以外の課	3	8.3	1	2.8	1	2.8
福祉 事務所	3	8.3	1	2.8	1	2.8
保健所	0	0.0	2	5.6	0	0.0
保健 センター	0	0.0	0	0.0	0	0.0
児童委員	0	0.0	0	0.0	0	0.0
主任 児童委員	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	2	5.6	1	2.8	0	0.0
幼稚園・ 学校	9	25.0	1	2.8	0	0.0
病院	14	38.9	2	5.6	1	2.8
警察	0	0.0	1	2.8	0	0.0
家庭 裁判所	0	0.0	0	0.0	0	0.0
民間虐待 防止団体	1	2.8	0	0.0	0	0.0
水道局	0	0.0	1	2.8	0	0.0
電力会社	0	0.0	0	0.0	1	2.8
ガス会社	0	0.0	0	0.0	0	0.0
税務署	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	3	8.3	1	2.8	0	0.0
無回答	1	2.8	25	69.4	32	88.9
合計	36	100.0	36	100.0	36	100.0

問9-2. 情報提供を断られた理由 (MA) (n=36)

	実数	%
法令等の根拠を求められた	5	13.9
プライバシー保護を理由として	32	88.9
虐待者等問題への関わり合いを恐れて	7	19.4
特に理由はなかった	0	0.0
その他	4	11.1

問9-3. 情報提供を断られた内容 (MA) (n=36)

	実数	%
住民票	2	5.6
戸籍	1	2.8
ケース記録	2	5.6
所得・納税情報	2	5.6
出席情報	2	5.6
保護者や児童の情報	22	61.1
当該家庭と近隣との関係	2	5.6
光熱水費の支払状況	1	2.8
過去の受診歴	14	38.9
過去の犯罪歴	1	2.8
今後の取扱方針	3	8.3
その他	7	19.4

問10. カウンセリング強化事業の実施状況 (H15.2.1
現在)

	実数	%
実施している	101	58.4
実施予定がある	14	8.1
実施していないし実施の予定もない	55	31.8
無回答	3	1.7
合計	173	100.0

問11. 親子分離後の、保護者への定期/継続的カウ
ンセリング決定事例数 (H14 年度上半期)

	実数	%
0件	68	39.3
1～2件	52	30.1
3～5件	30	17.3
6～10件	10	5.8
11～20件	7	4.0
21～30件	1	0.6
31件以上	0	0.0
無回答	5	2.9
合計	173	100.0

問11(1). 親子分離後の、保護者への定期/継続的カウ
ンセリング決定事例数 (H14 年度上半期)

全体平均	2.3件
------	------

問 12. 親子分離後の、保護者への定期/継続的カウンセリング実施事例数 (H14 年度上半期)

	実数	%
0 件	58	33.5
1～2 件	57	32.9
3～5 件	32	18.5
6～10 件	15	8.7
11～20 件	4	2.3
21～30 件	2	1.2
31 件以上	1	0.6
無回答	4	2.3
合計	173	100.0

問 12(1). 親子分離後の、保護者への定期/継続的カウンセリング実施事例数 (H14 年度上半期)

全体平均	2.7 件
------	-------

問 12-1. 親子分離後の、保護者への定期/継続的カウンセリング事例すべての延べ面接回数 (H14 年度上半期)

	実数	%
1～5 回	30	27.0
6～10 回	21	18.9
11～15 回	17	15.3
16～20 回	3	2.7
21～25 回	9	8.1
26～30 回	7	6.3
31～35 回	6	5.4
36～40 回	6	5.4
41～45 回	2	1.8
46～50 回	1	0.9
51～60 回	4	3.6
61～70 回	1	0.9
71～80 回	0	0.0
81～90 回	0	0.0
91 回以上	3	2.7
無回答	1	0.9
合計	111	100.0

問 12-2. 保護者への定期/継続的カウンセリングの形式 (MA) (n=111)

	実数	%
児童福祉司が家庭訪問指導	58	52.3
児童福祉司が通所指導	52	46.8
心理判定員が家庭訪問指導	13	11.7
心理判定員が通所指導	57	51.4
児童相談所医師が家庭訪問指導	0	0.0
児童相談所医師が通所指導	35	31.5
その他	18	16.2
無回答	2	1.8

問 13. 親子分離後の、保護者への定期/継続的カウンセリングが拒否された事例数 (H14 年度上半期)

	実数	%
0 件	117	67.6
1～2 件	25	14.5
3～5 件	5	2.9
6～10 件	3	1.7
11～20 件	1	0.6
21～30 件	0	0.0
31 件以上	0	0.0
無回答	22	12.7
合計	173	100.0

問 13(1). 親子分離後の、保護者への定期/継続的カウンセリングが拒否された事例数 (H14 年度上半期)

全体平均	0.5 件
------	-------

問 13-1. カウンセリングが拒否された理由

(MA) (n=34)

	実数	%
児相職員に対する拒否感が強い	25	73.5
通所に時間がかかるため	5	14.7
保護者が仕事を休めないため	11	32.4
その他	18	52.9
無回答	1	2.9

問 14. 他機関に保護者へのカウンセリングを依頼した事例 (H14 年度上半期)

	実数	%
あ る	61	35.3
な い	110	63.6
無回答	2	1.2
合 計	173	100.0

問 14-1. カウンセリングを依頼した機関 (主なもの 3 つ) (MA) (n=61)

	実数	%
福祉事務所 (家庭児童相談室含む)	10	16.4
児童が入所している施設	8	13.1
児童委員 (主任児童委員含む)	1	1.6
児童家庭支援センター	6	9.8
市町村保健センター	7	11.5
保健所	10	16.4
医療機関	37	60.7
医療機関以外の民間カウンセリング機関	4	6.6
その他	11	18.0

問 15. 保護者へのカウンセリングが困難な事例 (H15.2.1 現在)

	実数	%
0 件	62	35.8
1～2 件	51	29.5
3～5 件	22	12.7
6～10 件	18	10.4
11～20 件	8	4.6
21～30 件	0	0.0
31 件以上	1	0.6
無回答	11	6.4
合計	173	100.0

問 15-1. カウンセリングが困難な理由 (MA) (n=100)

	実数	%
児相職員に対する拒否感が強い	70	70.0
通所に時間がかかるため	19	19.0
保護者が仕事を休めないため	39	39.0
精神疾患等、児相だけでは対応できない	42	42.0
児相職員が多忙で時間確保が困難	14	14.0
その他	48	48.0
無回答	1	1.0

問 16. 保護者への指導ができない/不十分である要因 (MA) (n=173)

	実数	%
児童相談所職員が不足している	113	65.3
児童相談所が不足している	25	14.5
児童家庭支援センター等、地域の相談機関が不足している	41	23.7
家庭児童相談室の機能が弱い	31	17.9
保護者指導プログラムが確立していない	132	76.3
医療機関等でのカウンセリングに係る費用負担が大きい	32	18.5
家裁から保護者への指導受講命令等、強制力がない	111	64.2
強権的介入機能とカウンセリング機能が権能分離していない	130	75.1
わからない	0	0.0
無回答	8	4.6

問 17. 保護者同意で施設入所措置および里親委託を行った事例数 (H14 年度上半期)

	施設入所措置		里親委託	
	実数	%	実数	%
0 件	10	5.8	94	54.3
1～2 件	17	9.8	40	23.1
3～5 件	34	19.7	14	8.1
6～10 件	30	17.3	6	3.5
11～20 件	28	16.2	4	2.3
21～30 件	6	3.5	1	0.6
31 件以上	41	23.7	2	1.2
無回答	7	4.0	12	6.9
合計	173	100.0	173	100.0

問 17(1). 保護者同意で施設入所措置および里親委託を行った事例数 (H14 年度上半期)

全体平均	施設入所措置	33.7 件
	里親委託	2.0 件

問 17-1. 施設入所・里親委託ケースのうち、保護者の
面会/通信を制限した事例数 (H14 年度上半期)

	施設入所措置		里親委託	
	実数	%	実数	%
0 件	63	40.4	39	58.2
1～2 件	57	36.5	20	29.9
3～5 件	15	9.6	1	1.5
6～10 件	13	8.3	0	0.0
11～20 件	3	1.9	1	1.5
21～30 件	0	0.0	0	0.0
31 件以上	1	0.6	0	0.0
無回答	4	2.6	6	9.0
合計	156	100.0	67	100.0

問 17-1(1). 施設入所・里親委託ケースのうち、保護者の
面会/通信を制限した事例数 (H14 年度上半期)

全体平均	施設入所措置	2.2 件
	里親委託	0.8 件

問 17-2. 施設入所・里親委託ケースで面会/通信を制限
した理由 (MA)

	施設入所措置		里親委託	
	実数	%	実数	%
保護者に会うことによ って子どもが不安定に なる	69	77.5	16	72.7
子どもが保護者に会う ことを拒否している	46	51.7	7	31.8
強制引取をする可能性 が残っている	52	58.4	5	22.7
その他	5	5.6	6	27.3
無回答	0	0.0	2	9.1
合計	n=89		n=22	

問 18. 28 条の承認による施設入所・里親委託事例数
(H14 年度上半期)

	施設入所措置		里親委託	
	実数	%	実数	%
0 件	120	69.4	154	89.0
1～2 件	33	19.1	1	0.6
3～5 件	9	5.2	0	0.0
6～10 件	4	2.3	0	0.0
11～20 件	1	0.6	0	0.0
21～30 件	1	0.6	0	0.0
31 件以上	0	0.0	0	0.0
無回答	5	2.9	18	10.4
合計	173	100.0	173	100.0

問 18-1. 28 条承認により施設入所・里親委託したケー
スのうち、面会/通信を制限した事例数 (H14
年度上半期)

	施設入所措置		里親委託	
	実数	%	実数	%
0 件	7	14.6	0	0.0
1～2 件	27	56.3	0	0.0
3～5 件	10	20.8	0	0.0
6～10 件	2	4.2	0	0.0
11～20 件	0	0.0	0	0.0
21～30 件	0	0.0	0	0.0
31 件以上	0	0.0	0	0.0
無回答	2	4.2	1	100.0
合計	48	100.0	1	100.0

問 18-2. 28 条承認により施設入所・里親委託したケー
スで面会/通信を制限した理由 (MA)

	施設入所措置		里親委託	
	実数	%	実数	%
保護者に会うことによ って子どもが不安定に なる	31	79.5	0	0.0
子どもが保護者に会う ことを拒否している	21	53.8	0	0.0
強制引取をする可能性 が残っている	29	74.4	0	0.0
その他	5	12.8	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	n=39		n=0	

問 19. 施設から子どもを保護者に強制的に引き取られ
そうになった事例数

	実数	%
0 件	141	81.5
1～2 件	21	12.1
3～5 件	0	0.0
6～10 件	2	1.2
11～20 件	1	0.6
21～30 件	0	0.0
31 件以上	0	0.0
無回答	8	4.6
合計	173	100.0

問 19-1. 強制的に引き取られそうになった理由
(MA) (n=24)

	実数	%
保護者が脅迫/威圧的態度をとったため 引取りを認めそうになった	5	20.8
保護者が強引に児童に近づき 連れ帰ろうとした	9	37.5
登下校時等,児童が外出している時に 保護者が一方的に連れ帰ろうとした	2	8.3
児童が保護者のもとに帰ることを 強く希望した	4	16.7
児童が保護者のもとに帰ろうとした	4	16.7
その他	7	29.2
無回答	2	8.3

問 20. 保護者が実際に子どもを強引に引き取った事例
数 (H14 年度上半期)

	実数	%
0 件	148	85.5
1～2 件	17	9.8
3～5 件	1	0.6
6～10 件	0	0.0
11～20 件	0	0.0
21～30 件	0	0.0
31 件以上	0	0.0
無回答	7	4.0
合計	173	100.0

問 20-1. 強制的に引き取られた理由 (MA) (n=18)

	実数	%
保護者が脅迫/威圧的態度をとったため 引取り要求を拒めなかった	3	16.7
保護者が強引に児童に近づき 連れ帰ってしまった	7	38.9
登下校時等,児童が外出している時に 保護者が一方的に連れ帰ってしまった	2	11.1
児童が保護者のもとに帰ることを 強く希望した	3	16.7
児童が保護者のもとに帰ってしまった	0	0.0
その他	2	11.1
無回答	1	5.6

自由記述回答

問2-1 対応に苦慮した点
虐待者が保護者以外の家族であったが、処理として保護者の監護不適当とした。
兄による虐待には、親指導と本児の保護などで対応した。祖母、同居男性による虐待も同様に対応した。
主訴が性行やその他で受理されている。
対応できなかった訳ではないが、虐待とどうか議論があった。(兄からの暴力)
知人と称する未成年者から病院に預けられた嬰兒について棄児かどうかを巡って警察と見解が違った
統計処理上
内夫については母親がその存在を明らかにしないことがあり、虐待者としての対応がとりにくいことがある。
兄からの身体的虐待で、兄の行為が虐待であると理解させることに苦慮した。

問2-2 対応に苦慮した事例内容
カテゴリー1：虐待の判断基準の不統一 (ただし保護者の認識が関与するものは「カテゴリー2：保護者の認識」に区分)
ネグレクトケースについて「監護を著しく怠る」といえるかどうか、虐待ケースとしてとらえるかどうかについて関係機関と意見が分かれた。
ネグレクトの程度についての認識の差
ネグレクトの程度による判断基準がない
ネグレクトや心理的虐待でどの程度までを虐待有と判断するか迷う
ネグレクトのとらえ方が関係機関の間で意見が分かれる。
兄による身体的暴行、保護者として本児を守れないのは、虐待であるかどうか意見が分れた。
・極小未熟児の身体特性から体重増加が緩やかな時にネグレクトと通告を受けた。・保護者は積極的に登校に向けた養育をしない場合に学校と意見が分かれた。
児童の「不登校」「不服薬」が虐待に該当するかどうか関係機関と意見の相違が生じた。
体罰があったとしても、親の躰の範囲であると意見が別れた。
第2条第3号の「監護を著しく怠る」との表現が抽象的であるためネグレクトの程度で虐待の認識が関係機関でズレが生じた。
知人が子どもの面倒をみた例で「虐待」か「犯罪」か分れた
程度、頻度、継続度の規定が明確でない為
登校の禁止についてのとらえ方が異なった
不就労で子どもを盾に金銭を無心する父で、元々祖父母との間に確執があった。父が子どもを祖父母からとりあげ養育したことに対して、祖父母及び関係機関が虐待と考え、意見が分れた。
不登校ケースで、子ども自身に登校意欲がないにも関わらず、保護者に精神的疾患があるとのことで学校や関係者は虐待だと主張し、家庭分離を迫る。
第2条第3号の「長時間の放置」「監護を著しく怠る」の判断について意見が異なることがあった。
満足な食事をさせていない。たまにしか入浴させないがネグレクトにあたるかどうかで意見がわかれた。
身体の外傷の確認。生じるおそれの判断
カテゴリー2：保護者の認識
ネグレクトについて保護者が認めようとしなかった。
学校に登校させない、医療(精神科)を受けさせないことが虐待であると保護者が認めなかった
身体的傷について、兄弟間でできたものと言い、保護者が虐待を認めなかった。

(第2条1号の～のおそれのある「暴行」第2条4号の「心理的外傷」を与える言動)保護者との間でくい違い、対立が生じやすい
身体的虐待やネグレクトの場合に、この程度はしつけの範囲だと言って、虐待であることを保護者が認めなかった。保護者のほとんどは、虐待を認めない。躰の方針・親の考え方子供に問題がある。きちんと育てている。問題なく養育している等々
カテゴリー3：その他
2つの事例と同様。ほかに長期的な囲いこみの事例
規定にとらわれ、施設活用ありきの支援を主張する関係機関があり、支援プログラム作成に苦慮した。
虐待者がきょうだい、同居人の場合には家庭内の事象として対応しており特段の問題がない
虐待者が同居していない親戚(祖母や叔父)であったり、兄弟であったケースにおいて、関係機関(学校、警察、主任児童委員等)の協力により対応した。
近所に預けられていた児童が、大人から暴行を受けた。
兄による妹への性的強要
兄弟からの暴力等、伯父叔父母からの虐待、児童福祉施設内での職員からの虐待
精神的疾病を発病した児童について、近所の者から被虐待児との通告があり、病気を明らかにする訳にいかず対応に苦慮した。
夫婦げんかの巻き添え、宗教的行為の強制、同居していない交際相手からの暴力
貧困による放任(食事を与えない、入浴をさせない。)

問3-1(3) 虐待と判断したが保護者が認めなかった事例内容
医師である虐待者本人自身が、「医師のためのマニュアル」をたてに虐待ではないと主張した

問3-1(4) 虐待と判断したが保護者が認めなかった事例内容
カテゴリー1：適切な養育行為として主張 (ただし「適切に養育していると主張」「虐待の認識不足」等のあまり具体的でない記述は「カテゴリー2：虐待行為そのものを否定」に区分)
自分の行っていることは正しいことだと主張した。
躰である。
「躰の範囲であり、親の権利である」と主張
「他にもっとひどい親がいる。その親はどうして指導しないのか！」と食いさがる保護者がいた。
プロスポーツ選手に育てるにはスパルタ対応が必要と主張。
わが家の育て方、将来子どもが悪くならないためのしつけの範囲内等。
今の社会に対して不満を持つ両親であり、時には体罰も必要との価値観を持っている。
子どもを外に出さないのは、外の世界がよごれているからと母が主張した事例
傷害の疑いで警察が任意の事情聴取したが、「過失」を主張され立件できなかった。「過失」なのに虐待と何故言えるのかと反論された。
親の勝手だからほおっておいてくれ。それでよい
親の被虐待体験による間違った育児観・しつけ観「自分も親から叩かれ厳しくしつけられてきた」と主張
カテゴリー2：虐待行為そのものを否定
受傷起点が不明で事故も否定
「子どものケガは事故であり、故意の加害ではない」と主張
「ケガをしたのは事故である。」「叩いていない。」「否定「自分は、子どもをかわいがっている。」「と主張
「虐待を行った者が特定されていない」と主張
「事故である」と主張。「原因に心あたりなし」と主張。

「親が子どもから目を離した時間があるので子どもが何故、硬膜血腫を起こしたのかわからない」と主張
「叩いていないのに叩いていると言われる」と主張
あくまで事故だと言いはる
ネグレクトがあり、放置状態だが、それを認めない。
ネグレクトが疑われるケースで、「自分は適切に養育している」と主張。
過失であると主張
虐待の認識が欠如している
虐待行為そのものを認めない(性的虐待)
行為自体を否定している。
子どもが勝手にケガをした。自分で家出をしたから、勝手にしてくれ。
子どものケガについて親は事故だと最後まで言い張った。
児童のケガについて、暴行を加えたこと自体を保護者が認めない。
傷は子どもどうしの喧嘩、転んでできたと主張し虐待を認めない
事故であると主張
性虐待を否認
親としての養育責任を果たしていないにも拘らず、その認識が乏しく子の問題行動の原因を子自身に帰していた
性的虐待で児童の身体に触れるのは偶然であると主張
性的虐待の事実を養父が認めなかった。
性的被虐待児に適切な環境を与えず放置していることについて保護者の認識が得られなかった
当初、母から父の虐待で相談があったが、立入調査を実施しようとしたら、その後、母は虐待を否定。
乳児が頭蓋骨折、脳内出血等の重症を負い、父の関与が明白であるが「ベッドから落ちた」と否定。28条申し立てているが、否定のまま進行中
父による性的虐待・心理的虐待。虐待を認めることはできないとする一方、本児が拒否する事柄はやらないと約束した。また、児相の指導に従うことはしなかった。
父は傷について、たまたまぶつけたものだと言ったと虐待等に起因したものではないと説明。母は自分がしたものと認めている
母、統合失調症。間違った養育方法を認めない。
母は虐待(叩く)を否定。母は精神的疾患の疑いがもたれ、医療機関を受診し同日入院
幼児への性的虐待をおこなってきた父は、最後まで第三者(近隣の少年)からの加害であると自らの行為を否認した。
「揺さぶられっ子症候群」で医師は虐待疑い濃厚との判断であったが、家族は心当たりなしとのことで行為者が特定できなかった
カテゴリー3：その他（告知せず）
ネグレクトケース(多子世帯)保護者への告知をせず、実効性を優先し、家庭内の清掃、広い住居への転居指導など具体的な改善方策を継続して指導を行なっている。
虐待とは保護者には伝えていない。
虐待告知まで進まず、所内での見解の統一にどどまっている。
調査の結果特に保護者に知らせる必要がない場合例育児指導で改善
親に対し、児童の保護を優先して、虐待と認識させる話はしなかった場合もある。

問4-1(4) 虐待か否かで意見がわかれた事例内容

* 記述なし

問4-1(5) 虐待か否かで意見がわかれた事例内容

因果関係が不明であるとして、虐待と認めない

兄からの弟に対する暴力が主訴であったがその事実がないと学校が主張

1父方祖母から「離婚して親権者になった母が子を虐待している」「子も母を恐がっている」と申し立てがあったが、調査の結果はそのような事実は認められなかった。2「被虐待を訴えた側の申し立ての通りでは病院受診時の症状にはならない」との病院の診断があった。

これを虐待と書いていたらキリがない。

医療機関、保健師等からネグレクトの疑いで通告があったが、調査の結果、保健の問題と認められ、虐待とは判断しなかった。

家庭裁判所の性的虐待の判断についての考え方、性的虐待について幼児の証言、行動表現を採用せず「刑事事件に準じる証拠」が必要との見解であった。

関係機関は虐待と主張し母子分離が必要とするが、児相は「虐待とは認められない。関係機関での支援が必要なケース(養育困難)」ととらえたもの

機関がかかわることへの抵抗から虐待かどうかを明確にしたがらない

虐待を受けているのだから、親子分離(3号)をすべきと主張。保護者が精神を病んでいるため、治療優先で、子を分離すべきと主張

重度の知的障害児を在宅で監護する保護者の養育力不足の問題をどう捉えるかで意見が分れた

親が通院させない可能性があるのでネグレクトとして施設入所させよと病院が強く主張。ネグレクトの程度・範囲をめぐって見解の相異が大きかった。他に多子放任家庭で事故が起こる不安があるため保護すべきとの意見もあり、程度範囲をめぐり意見の不一致事例は多い。ADHDの児童について保護者の対応のまずさが、事故につながる不安があると保護の必要性について意見の不一致があった。

伝聞情報や児童の様子で虐待と主張するケースがあった

不適切な養育ではあるが保護が必要かどうかというレベルでネグレクト及び心理的虐待について意見が分かれる

父・職場が遠く帰宅遅い。母・精神疾患で養育力が低い。中学生の女兒には、お金を渡しているが、きちんと食事をさせていないのであるから、「ネグレクト」だとする学校側の見解と意見が分れた。

父子家庭。父にアルコールの問題があるが、保健師がなかなか関われないので、虐待として扱うよう要望された。

密室で他人との交流のない親、情報が不明確、子どもの体重等だけの情報(ネグレクト?)

明らかにネグレクト家庭と思われるが「親が子どもを愛情を持って育てている」と主張

問2の2-2の事例(不就労で子どもを盾に金銭を無心する父で、元々祖父母との間に確執があった。父が子どもを祖父母からとりあげ養育したことに対して、祖父母及び関係機関が虐待と考え、意見が分れた。)

母親に養育能力がなく精神病(統合失調症)で家事もできない状態で乳児院に措置したが、保健婦は母親の精神安定のため、分離を反対された。

不登校の児童に関し、登校させずに放置している(ネグレクト)と主張。

問4-2(シ) 意見がわかれた関係機関

1子の父方祖母(通告者)2母の知人(通告者)

家庭裁判所

問5(7) 夜間・休日の虐待通告ケースへの対応体制

カテゴリー1: 携帯電話ないし緊急連絡網で対応

(ただし管理宿直等を通すものは「カテゴリー2: 宿直・警備員等から転送等」に区分し、一時保護所を通すものは「カテゴリー3: 一時保護所から転送等」に区分)

夜間・休日用虐待通告専用携帯電話(2台)で対応。

緊急の場合は携帯電話にかけようテープで案内している

携帯電話が3台配置されており、留守番電話で携帯電話番号を案内し、緊急対応を必要とする相談者は携帯電話に連絡する。

一時保護所がないため、電話による緊急連絡網で対応している。
虐待防止等緊急通報受付電話(携帯電話)で対応
緊急用携帯電話を当番制でもつ
緊急連絡網により対応(宿日直の代務員から連絡)
携帯電話により、特定の職員(課長以上5名)が交替で対応している。
携帯電話の番号を留守電で流している
携帯電話を当番により携帯し緊急連絡網による対応
警察を含め、施設、市町村等関係機関に児相職員4名の連絡先を事前に知らせている。
児童福祉司が1週間交代で、緊急連絡用の携帯電話を持つ
児童福祉司が当番制で、携帯電話を持ち、緊急対応する体制を敷いている。
宿日直者が不在時は、管理職員の連絡先をテープ案内している。
所内緊急連絡網により対応している
夜間・休日に入った電話を職員が交代で持つ携帯電話に自動転送している。
職員2名が携帯電話を所持。自動転送により受けている
当番職員が持つ携帯電話で通告を受け、対応体制をとる。
年末年始の宿日直のない時は、所長、課長の携帯に相談するようテープに案内している。
地区担当の福祉司へ連絡する体制を敷いている
夜間、休日は2名の職員が携帯電話で緊急時対応をしている
夜間・休日に入った電話に対し、緊急の場合は所長の携帯電話に電話するようテープ案内している。一時保護所は平成7年度から中央児童相談所に統合されている。
夜間、休日は職員が当番制で緊急用携帯電話を自宅に持ち帰っている。
カテゴリー2：宿直・警備員等から転送等
管理宿直(嘱託)から関係職員に連絡が入る。
管理宿直が電話を受け、当番職員に連絡して当番職員から連絡をとりなおす。
警備員からの連絡で職員が対応している
警備員が緊急時における連絡網で職員に連絡
警備員が受け、管理職員に連絡・通報。
警備員を仲介し、管理職員へ連絡
警備会社・警備員→幹部職員→担当班長→担当CW又は警備会社・警備員→担当CW
警備相談員が対応。必要に応じて担当の児童相談所の職員に連絡
児相センター夜間警備員から所長・係長へ電話連絡があり、対応する。
県総合庁舎の守衛さんが24hTEL対応するため児相課長が常時所持するケイタイに連絡をとる
宿・日直代務員が勤務しており、児童福祉司等に連絡する。
宿直員を配置、相談・通告があれば宿直員から福祉司等に連絡
宿直代務員が対応し、担当福祉司に連絡することになっている
宿日直の職員が相談・通告を受けた上で、担当の児童福祉司に連絡し、対応する。
業務当直が虐待通報であれば一時保護所につなぐ
宿日直職員が緊急電話連絡網により児童福祉司に連絡する
宿日直の児相職員が相談・通告を受けている
宿日直代行業務委託職員が電話を受信後一時保護課職員につなぎ次長、課長へ連絡。その後地区担当職員が対応する。
宿日直代務員→地区担当福祉司→次長→センター長
嘱託の業務当直が受けた電話を一時保護所に回し、いったん保育所が対応その上で主席児童福祉司に連絡する
夜間・休日に入った電話を警備会社に自動転送し、警備会社より、夜間・休日の対応職員に連絡している。

総合庁舎警備員から児相職員に電話連絡
総合庁舎内のため、代表電話に掛けると転送され、職員へ連絡が入る。
代務員が電話を受け、職員に連絡し、職員が対応する
庁舎管理の専任当直員から担当課長へTELその後所長・司と連絡網を通す。
庁舎警備員から担当福祉司等に連絡
庁舎舎監が電話を受け児童福祉司につなぐ
庁舎受付から一時保護所につないでもらっている。
通告→庁舎管理者→課長→虐待担当
当直員が、緊急連絡網にしたがって職員に連絡する。
夜間、休日に入った電話を警備員が受け、相談課長・所長所持の電話に転送するシステムとなっている。
夜間、休日に入った電話は警備会社に転送され、警備会社から児童相談所職員に連絡がある。警備会社には職員の連絡名簿(連絡順を指定)を渡している。
夜間・休日に入った電話を庁舎管理補助員が受け一時保護所に回している。
夜間電話連絡員から緊急連絡網で対応
夜勤の連絡員経由で保護所で相談課長に連絡がある
夜間・休日は、宿日直代務員から次長に連絡し、そのうえで緊急対応を検討し、担当職員と共に対処している。
警備員から所長又は次長に連絡される
夜間、休日は管理宿直が電話の対応をし管理職等に連絡する体制をとっており状況に応じて福祉司に連絡が入る
カテゴリー３：一時保護所から転送等
一時保護所で受け、相談調査課長、虐待対策担当係長判定指導課長の業務用携帯に連絡。
夜間指導員、保護所の職員が対応し必要があれば主席児童福祉司、担当児童福祉司に連絡を取る
24時間対応の子ども専用電話があり、そこに入ると一保→各所につながる
一時保護所の宿直職員から所長へ連絡が入る体制
一時保護所の当直職員(非常勤)より連絡が入る緊急連絡網体制をとっている。
一時保護所の保育士が通告を受け、相談調査課長等に連絡する体制をとっている。また、業務当直者が保育士の補助をする。
一時保護所職員が相談・通告を受けている
宿日直の保護指導員が相談・通告を受け、状況により主任児童福祉司等に連絡し、対応している。
電話を一時保護で受け緊急対応連絡網により対応を協議している
電話を一時保護所の宿日直職員が受け、管理職員が携帯している児童相談所専用電話に架けてもらう。
電話を受けた一時保護所職員から所長・課長へ連絡し、1通告者へ連絡または2所長・課長(公用携帯電話)へ通告者から連絡してもらう。
保護指導員が電話を受け、相談支援係長、地域支援課長、指導援助課長へ連らくし、課長の判断で福祉司へ指示する。
夜間・休日に入った電話は一時保護所で受け虐待対応の緊急連絡体制で定めた職員に連絡し対応している。
夜間については、一時保護所、当番職員で対応している。休日については、当番職員が出勤し、対応している。
夜間は、一時保護所で受理、休日は携帯電話当番の児童福祉司が対応
夜間、休日は一時保護所の職員が対応し緊急と判断されれば児童福祉司に通報する。
夜間休日に入った電話を一時保護所当直業務嘱託員が受け緊急連絡網により職員に電話連絡する。
カテゴリー４：別組織・事業の相談窓口を通した上で対応 (他児相への連絡案内も含む)
AM9:00～PM8:30までは「子どもと家庭電話相談」で相談を受け付けている旨のテープ案内している
PM7:30～AM9:00の間、児童相談所へかかった電話へは、虐待通報は児童家庭支援センターへかけるようテープ案内をしている。センターの職員が聴き、必要があれば虐待班の職員もしくは宿直に連絡をとっている。

(児童養護施設に委託)“子どもの悩み相談フリーダイヤル”で夜間・休日に受けたいうち、緊急なケースについて一保 經由で対応可能
虐待防止センターで受付け、後児相にFAXで転送
児童虐待防止センターが、相談・通告を受けると同時に緊急時の窓口となり、児相(一時保護所)へ連絡をとる。
相談・通告を受ける業務を社会福祉法人に委託。当該法人が緊急の場合は児相職員に連絡。
夜間・休日に入った電話を社会福祉法人施設へ転送し相談内容等により職員に連絡を行う。(虐待ホットライン)
夜間休日に入った電話を虐待ホットラインに自動転送し、必要に応じ、児童福祉司が対応している。
子どもの悩み相談フリーダイヤル(24時間対応)を設けている。
児童相談センターへ相談するようテープ案内
まず中央児相へ関係機関が通告、その後中央児相から当該児相の課長、次長の順で連絡
中央児童相談所で24時間フリーダイヤルの電話受付を行い、管轄児相の管理職へ連絡する。
中央児童相談所に相談するようテープ案内している。
夜間、休日に入った電話は中央こどもセンターに転送し、そこから担当の課長に連絡がいく。
夜間・休日に入った電話は中央こどもセンターの電話相談員に自動転送し、緊急の場合は電話相談員から各センタ ーの当番課長に連絡が入り対応する。
夜間・休日に入った電話に対し、緊急の場合は専用電話相談に掛けるようテープ案内している。※ただし年末年始祝 日を除く9:00～21:00のみ受け付けている。
緊急通報対応員を嘱託で配置し、通報があれば当番の児童福祉司に連絡して対応している。
夜間、休日の専従職員(電話対応のみ。嘱託)で判断できない場合は、相談調査課長又は主幹へ連絡する。
カテゴリー5：上記の併用
・土曜日は、縮小体制で開庁。・休日、夜間はセンターの警備員電話対応。
1土曜日は、ローテーションで2～4名の職員が勤務＝15年度から通年対応2休日夜間はセンターの警備相談員が 対応
土曜開庁(3名勤務)、「子どもと家庭電話相談」への案内テープ
休日日直制をとり、夜間は一時保護所への相談をし、管理職員との連絡により対応している。午前11:30～午後8: 00
休日は日中のみ専門相談員を設置し電話受理。夜間は一時保護所で対応。
カテゴリー6：その他
土曜日は開庁し、緊急ケースへの対応を図っている。
夜間・休日の緊急時連絡先を書いたパンフレット等を広く配布している
夜間・休日電話当番を全職員輪番で行っている。
虐待・緊急の場合は連絡先をテープで案内

問7-1(チ) 理解が得られず連携が困難だった関係機関
市役所
女性相談所
保護司

問9-1(チ) 情報提供を断られた関係機関
市教育委員会
市役所児童福祉主管課
児童福祉課
消防

問9-2(5) 情報提供を断られた理由

- ・虐待を疑うような子はいない。・元々の情報源である学校との学校間のトラブルを恐れて。
- 虐待の問題は当該部署で扱わないことになっているから
- 虐待通告についてすることに躊躇
- イメージダウンが経営上マイナスになると思ったようだ

問9-3(12) 情報提供を断られた内容

- 医療情報
- 学校での状況と、聴取自体
- 虐待通告についてすることに躊躇
- 救急搬送時の児童の状況
- 在籍学校名等、母の受診状況
- 児童氏名
- 受診当日の診療録
- 受診歴から虐待者を確定する為の情報
- 通告者についての情報
- 虐待事例に限らず所得・納税状況は教えてもらえない

問12-2(7) 保護者への定期/継続的カウンセリングの形式

カテゴリー1：通所形式

- ・児童を措置した施設の併設した児童家庭支援センターに通所指導委託
- 1親カウンセリング担当嘱託医が通所指導、2親のグループカウンセリング担当臨床心理士が通所指導
- カウンセリング強化事業による精神科医師による通所指導
- 医師が通所指導
- 1民間カウンセリング機関との連携2センター治療指導課での再統合事業
- 児相センターの親子統合プログラムに通所指導
- 心理判定員が通所指導
- 精神科医が通所指導
- 病院心理が通院指導
- 大学研究者、医師を紹介して通所させる。
- 民間の嘱託医師、心理士のところに通所

カテゴリー2：訪問形式

- 虐待対応職員が家庭訪問・電話指導
- 児童福祉司・心理判定員と一緒に家庭訪問指導
- 児童福祉司と心理判定員とで家庭訪問
- 心理判定員、児童福祉司が家庭訪問指導
- 保健師・児童福祉司が家庭訪問指導

カテゴリー3：その他

- サテライト2ヶ所で嘱託医対応
- 外部に委託

施設で出会う
児童相談員が通所・訪問指導
児童福祉司が保育所で母と面接
里親からの定期的外泊による情報交換

問 13-1 (4) (5) (6) カウンセリングが拒否された理由
カテゴリー 1 : 虐待ないしカウンセリングの必要性を認めない
28条措置への反発
カウンセリングそのものを拒否した養父
虐待を認めていない
保護者が医療関係者であり、カウンセリング等に対する拒否感が強い
虐待を認めない
保護者が必要を認めないため。
保護者が必要性を感じない
保護者に意欲がない
保護者に虐待しているという認識がない。
問題意識を持っていない。
来所、および、指導をうける意思がない
動機づけが低い
拒否感は示さないが、応じない
カテゴリー 2 : 子どもへの拒否感等
児相への拒否、必要性を感じていない
児童に対して複雑な感情があるため
子どもへの拒否感が強い
カテゴリー 3 : その他
保護者が精神疾患で不安定
保護者が境界例との診断で安定しない。
不明
自分で通院することを希望

問 14-1 (9) (10) カウンセリングを依頼した機関
子ども家庭支援センター
児童相談センター
精神保健福祉センター
保育所
民間の虐待防止機関
教育委員会の相談センター
法務局…人権相談

問15-1(6)(7)(8) カウンセリングが困難な理由
カテゴリー1：虐待ないしカウンセリングの必要性を認めない
保護者が医療関係者であり、カウンセリング等に対する拒否感が強い
保護者の問題意識がない
虐待に対する認識がない
虐待をしている意識がないため、何でカウンセリングを受けないといけないかとの疑問を持っている
虐待を認めない
必要性を認めない
保護者がその必要性を理解しない
保護者が依存症に対する認識がない
保護者が虐待であることを認めていない
保護者が虐待行為自体を否定
保護者が必要を認めない
保護者に意欲がない
保護者に虐待しているという認識がない
保護者に虐待の認識がなく、子どもに問題があると主張
保護者の相談意欲が乏しく、拒否までいかないが日程が取れない
保護者の動機づけがなくなった
保護者の動機づけが不十分で通所しない
保護者の問題意識が乏しい
保護者への動機づけを図るのが難しい
カテゴリー2：子どもへの拒否感 (28条申立を契機としたものを含む)
保護者が知的障害の疑いあり、養育拒否のため
子どもへの愛着を失なった。DVを恐れて
子どもへの拒否感が強い
親に子どもへの拒否感情が強い
養育に対する関心の欠如
28条承認後保護者は子をあきらめた感じで児相を拒否
28条承認後保護者は子をあきらめた感じで児相を拒否
カテゴリー3：行方不明、接触が難しい
行方不明等で連絡がとれない
親の行方不明
居所が不明となり、連絡がとれなくなった
保護者が居留守を使うなどで接触できない
保護者行方不明
保護者との連絡がとりにくい
カテゴリー4：保護者の病気・妊娠
保護者が妊娠中で体調が悪いため
母の妊娠
親が病気のため

カテゴリー５：転居
保護者が遠方に転勤したため
保護者が居住を転々としているため(他県で生活)
カテゴリー６：その他
DV被害者であるため
カウンセリングDrとの関係が続かない
カウンセリングの展開に変化が望めない事例性
意欲の問題
医師と信頼関係築けず
経済的負担が大きい
子
低監護家庭のため
保護者が社会から引きこもっているため(子どもは登校させている)
保護者の人格的偏り強くカウンセリングペースにのれない
職員の資質としてカウンセリングが不十分
来所するための交通手段が整っていない
保護者のニーズが低い

問１７－２（４） 施設入所ケースで面会/通信を制限した理由
1今後の処遇方針がはっきりしない2子供に帰ることを誘う恐れがある3保護者の状況に改善がみられないこと。
施設運営に支障をきたす
実父であるが親権者の同意が得られないため
夫婦間のトラブルに巻き込まれ、子どもが不安定になる。

問１７－３（４） 里親委託ケースで面会/通信を制限した理由
性虐待の再発予防
保護者に精神的問題があり、里親への負担が大きすぎる
里親(児童)の居住地を伝えたくないため。
里親が保護者の接触を拒否
里親とのトラブルを避けるため。
里親と実親の関係調整が困難なため
里親家庭への保護者からの影響回避
里親宅では面接できる環境ではないため

問１８－３（４） 28条承認による施設入所ケースで面会/通信を制限した理由
施設運営に支障をきたす
児相との話し合い(指導)のテーブルにつかない
保護者、子どもの気持が未整理で処遇の方向が確立していない
保護者が施設や学校を攻撃する可能性がある
保護者の姿勢に変化(改善)が見られないため。

問１９－１（６）強制的に引き取られそうになった理由
家庭状況が改善したと訴え続け、外泊を許可したところ、長期外泊から引きとりにと強引な対応に出てきた。

外泊の予定で連れ帰ったところ、約束の日がきても子供を施設に戻さなかった。
施設が父の状態改善と父方祖父の監護力を信じ強い外泊希望に対し容認してしまったため。
他県で生活する保護者が、児童を帰省させていた際に強く引取りを要求した。
保護者が逃げ帰る様に指示、また来園し連れて帰る、という電話をかけた
保護者宅への外泊の期限が過ぎても施設に戻すことを拒否した。
面会時無断で連れ帰った。1件
強引な引き取り要求はあったが、直接行動はなかった。

問20-1(6) 強制的に引き取られた理由

外出、外泊中にそのまま保護者と児童が行方不明になった。
外泊させ、そのまま引取り、仕方なく経過観察
外泊のまま施設復帰させず。→28条申請のちに取下げ
帰省し、そのまま戻らなかった。
施設側より本児の入所継続することが困難な旨の表示があった。理由としては保護者の協力が得られないので
初めは外泊として認め、別居中の母がその間は子どもをみるということで許可。しかしその後父母間でもめ、母はもとに戻ってしまい、父の許に子供が残ってしまったため引取らざるを得なかった。(但し親族と保育所入所でフォロー体制)

**「児童虐待対応の実態調査」
調査票及び調査票記入要領**

調査票記入要領

問 2 の 2-2 該当事例があれば、例えば次のようにご記入ください。

「第 2 条第 3 号の「監護を著しく怠る」との表現が抽象的であるため、登校禁止について虐待であるかどうか関係機関で意見が分かれた」

（同様に）医療ネグレクトや代理によるミュンヒハウゼン症候群について、これらが虐待であると保護者が認めようとしなかった」

問 3 児童相談所による保護者への虐待の告知の有無や、在宅か施設入所措置等の処理内容に関わらず、児童相談所の処遇決定まで保護者が虐待を認めなかった事例についてご回答ください。

問 4 在宅か施設入所措置等の処理内容に関わらず、児童相談所の処遇決定まで関係機関との間で虐待か否かについて意見が分かれた事例についてご回答ください。

問 9 平成 14 年度上半期に処理した事例で、児童相談所から他の機関に情報提供を求めたにもかかわらず、当該機関から情報提供を拒否された事例についてご回答ください。

問 11 親子分離後の保護者への定期的・継続的なカウンセリングとは、親子分離を行った事例について、親子関係の再構築をめざした保護者への定期的・継続的な指導をさします。カウンセリング強化事業の一環として行われたかどうかは問いません。

問 13 親子分離後の保護者へのカウンセリングが拒否されたケースとは、児童相談所が保護者への定期的・継続的なカウンセリングの方針を決定し、その旨保護者に伝えたにもかかわらず保護者がこれを拒否したり、明確な拒否は示さなかったものの実際にはカウンセリングに応じなかった事例をさします。当初拒否していたにもかかわらず最終的にカウンセリングに応じた事例は除外します。

問 14 他機関に保護者へのカウンセリングを依頼したケースとは、問 11 で解説したカウンセリングで、保健・医療機関や民間のカウンセリング機関等に依頼した事例をさします。従って、保育所や学校、児童委員等に単なる見守りのための援助等を依頼した事例は除外します。

問 15 保護者へのカウンセリングが困難となっているケースとは、保護者への定期的・継続的なカウンセリングが必要と児童相談所が判断した又は判断しているにもかかわらず、現実にはカウンセリングが予定どおりできていない事例をさします。児童相談所として正式にカウンセリングの方針を決定したかどうかは問いません。

問 17 平成 14 年度上半期中において、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置が採られていたか、上半期末（平成 14 年 9 月 30 日現在）において措置が採られている事例についてご回答ください。従って、当該事例の受理年月は問いません。

問 18 平成 14 年度上半期中において、児童福祉法第 28 条に基づく家庭裁判所の承認に基づき施設入所措置もしくは里親委託が採られていたか、上半期末（平成 14 年 9 月 30 日現在）において採られている事例についてご回答ください。従って、当該事例の受理年月は問いません。

問 19 平成 14 年度上半期において、保護者が子どもを強制的に引き取りそうになったが、実際には強制引取りにならなかった事例についてご回答ください。

問 20 平成 14 年度上半期において、保護者が実際に子どもを強制的に引き取ってしまった事例についてご回答ください。

児童虐待対応の実態調査

(全国児童相談所長会委託)

○ 貴相談所についてご回答ください。

(後日、調査内容に関するお問い合わせをさせていただく場合がございます)

都道府県ないし政令指定都市名： _____

貴相談所名： _____

回答者の職名： _____

回答者の氏名： _____

回答者の連絡先： TEL _____ FAX _____

- 2 「子どもに問題があるので、親が厳しく叱るのは当然である」と主張
- 3 「児童虐待防止法の虐待の定義のいずれにも該当しない」と主張
(具体的に：)
- 4 その他
(具体的に：)

問4 平成 14 年度上半期において処理した虐待相談のうち、関係機関との間で、処遇決定まで虐待か否かで意見が分かれた事例がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

- 1 ある
- 2 ない

4-1 問4で「1 ある」と回答された相談所にお伺いします。それはどのような事例ですか。該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 1 「養育姿勢に一貫性がなく、しつけとは認め難いが、親の現在の子どもへの対応の程度では、虐待とまではいえない」と主張
- 2 「子どもへの対応は厳しいが、親はしつけのつもりでやっているのだから虐待とはいえない」と主張
- 3 「子どもに問題があるので、親が厳しく叱るのは当然である」と主張
- 4 「児童虐待防止法の虐待の定義のいずれにも該当しない」と主張
(具体的に：)
- 5 その他
(具体的に：)

4-2 問4で「1 ある」と回答された相談所にお伺いします。4-1の設問で回答された事例について、意見が分かれた機関で多いものから3つ選んでください。

- 1-()
- 2-()
- 3-()

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| ア 学校 | イ 保健所 | ウ 市町村保健センター |
| エ 児童委員 | オ 主任児童委員 | カ 保育所 |
| キ 幼稚園 | ク 病院 | ケ 福祉事務所 |
| コ 警察 | サ 民間虐待防止団体 | |
| シ その他（機関名：) | | |

ス 水道局	セ 電力会社
ソ ガス会社	タ 税務署
チ その他（機関名：	）

問8 平成 14 年度上半期において処理した虐待事例のうち、虐待通告受理後の調査の結果、虐待が認められなかった事例数についてご回答ください。

（ ）件

Ⅲ 関係機関への調査にかかわる設問にご回答ください。

問9 平成 14 年度上半期において処理した事例で、調査に当たって他の機関等から情報提供を断られた事例数についてご回答ください。

（ ）件

9-1 問9で1件以上を回答された相談所にお伺いします。どこの機関等から情報提供を断られましたか。多いものから3つ選んでください。

1－（ ）
 2－（ ）
 3－（ ）

ア 区市町村の児童福祉主管課以外の課	イ 福祉事務所
ウ 保健所	エ 市町村保健センター
オ 児童委員	カ 主任児童委員
キ 保育所	ク 幼稚園・学校
ケ 病院	コ 警察
サ 家庭裁判所	シ 民間虐待防止団体
ス 水道局	セ 電力会社
ソ ガス会社	タ 税務署
チ その他（機関名：	）

9-2 問9で1件以上を回答された相談所にお伺いします。どのような理由で情報提供を断られましたか。該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 1 法令等の根拠を求められた
- 2 プライバシー保護を理由として
- 3 虐待者等問題への関わり合いを恐れて

12-2 問12で1件以上回答された相談所におうかがいします。保護者への定期的・継続的なカウンセリングの形式について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 児童福祉司が家庭訪問指導 | 2 児童福祉司が通所指導 |
| 3 心理判定員が家庭訪問指導 | 4 心理判定員児童福祉司が通所指導 |
| 5 児童相談所医師が家庭訪問指導 | 6 児童相談所医師が通所指導 |
| 7 その他（具体的に： | |

問13 問11の親子分離後の保護者への定期的・継続的なカウンセリングを決定した事例のうち、親子分離後の保護者へのカウンセリングが拒否された事例数をご回答ください。

() 件

13-1 上記設問で1件以上を回答された相談所におうかがいします。拒否された理由について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 児童相談所職員に対する拒否感が強い | |
| 2 通所に時間がかかるため | |
| 3 保護者が仕事を休めないため | |
| 4 その他（具体的に： |) |
| 5 その他（具体的に： |) |
| 6 その他（具体的に： |) |

問14 平成14年度上半期において、他機関に保護者へのカウンセリングを依頼した事例がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

- 1 ある
2 ない

14-1 上記設問で「1 あり」を選択された相談所におうかがいします。どの機関に保護者へのカウンセリングを依頼しましたか。依頼したことが多い機関3つまでを○で囲んでください。

- 1 福祉事務所（家庭児童相談室を含む）
2 児童が入所している施設
3 児童委員（主任児童委員を含む）
4 児童家庭支援センター
5 市町村保健センター
6 保健所

- 10 その他（具体的に： ）

問15 平成15年2月1日現在で、保護者へのカウンセリングが困難となっている事例を何件抱えていますか。

() 件

15-1 上記設問で1件以上を回答された相談所におうかがいします。その理由について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 8 その他（具体的に： _____）

問16 保護者への指導ができないあるいは不十分な要因は何だと思われますか。該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 9 わからない

V 面会・通信の制限にかかわる設問にご回答ください。

問17 平成 14 年度上半期中において、保護者の同意のもとに施設入所措置又は里親委託を行っていた又は行っている事例数についてご回答ください。

1. 施設入所措置 () 件
2. 里親委託 () 件

17-1 上記設問で 1 件以上回答された相談所におうかがいします。上記の事例のうち、平成 14 年度上半期中において保護者の面会・通信を制限した又はしている事例数についてご回答ください。

1. 施設入所措置 () 件
2. 里親委託 () 件

17-2 17-1 の設問で施設入所措置について 1 件以上回答された相談所におうかがいします。制限をした又はしている理由について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 1 保護者に会うことによって子どもが不安定になる
- 2 子どもが保護者に会うことを拒否している
- 3 強制的な引き取りをする可能性が残っている
- 4 その他（具体的に：)

17-3 17-1 の設問で里親委託について 1 件以上回答された相談所におうかがいします。制限をした又はしている理由について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 1 保護者に会うことによって子どもが不安定になる
- 2 子どもが保護者に会うことを拒否している
- 3 強制的な引き取りをする可能性が残っている
- 4 その他（具体的に：)

問18 平成 14 年度上半期中において、28 条の承認に基づき施設入所又は里親委託を行っている又は行った事例数についてご回答ください。

1. 施設入所措置 () 件
2. 里親委託 () 件

18-1 上記設問で施設入所措置について1件以上回答された相談所におうかがいします。上記の事例のうち、平成14年度上半期において保護者の面会・通信を制限した又はしている事例についてご回答ください。

() 件

18-2 上記設問で里親委託について1件以上を回答された相談所におうかがいします。上記の事例のうち、平成14年度上半期において保護者の面会・通信を制限した又はしている事例についてご回答ください。

() 件

18-3 問18-1(施設入所措置)で1件以上を回答された相談所におうかがいします。制限をした又はしている理由について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 1 保護者に会うことによって子どもが不安定になる
- 2 子どもが保護者に会うことを拒否している
- 3 強制的な引き取りをする可能性がある
- 4 その他(具体的に:)

18-4 問18-2(里親委託)で1件以上を回答された相談所におうかがいします。制限をした又はしている理由について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 1 保護者に会うことによって子どもが不安定になる
- 2 子どもが保護者に会うことを拒否している
- 3 強制的な引き取りをする可能性がある
- 4 その他(具体的に:)

問19 平成14年度上半期において、保護者が施設から子どもを強制的に引き取りそうになった事例数をご回答ください。

() 件

問19-1 上記設問で1件以上を回答された相談所におうかがいします。強制的に引き取られそうになった理由について、該当するすべての番号を○で囲んでください。

- 1 保護者が脅迫的・威圧的な態度をとるため、やむをえず引取りを認めそ

2 保護者が強引に児童に近づき、連れ帰ろうとした
3 登下校時等児童が外出している時に保護者が一方的に連れ帰ろうとした
4 児童が保護者のもとに帰ることを強く希望した
5 児童が保護者のもとに帰ろうとした
6 その他（具体的に： ）

() 件

- 1 保護者が脅迫的・威圧的な態度をとるため、引取り要求を拒めなかった
- 2 保護者が強引に児童に近づき、連れ帰ってしまった
- 3 登下校時等児童が外出している時に保護者が一方的に連れ帰ってしまった
- 4 児童が保護者のもとに帰ることを強く希望した
- 5 児童が保護者のもとに帰ってしまった
- 6 その他（具体的に： ）

- 109 -